

平成24年度 事業総点検 外部点検結果



事業群点検

教材・学校図書事業（4事業）	1
小学校教材整備経費	3
中学校教材整備経費	5
学校図書館充実経費(小学校)	7
学校図書館充実経費(中学校)	9
バス・交通政策（3事業）	11
コミュニティバス運行事業	13
路線バス運行維持事業	15
スクールバス運行事業	17
健康づくり（8事業）	19
成人健康診査事業	21
歯周疾患検診事業	23
成人健康相談事業	25
健康手帳交付事業	27
健康・医療電話相談事業	29
健康文化都市推進事業	31
食生活改善推進事業	33
がん検診事業	35

単独事業点検

地産地消推進事業	37
首都圏情報発信事業	39



政策

政策名	事業費合計額（円）			
教材・学校図書事業（4事業）	44,300,000	内訳	市	42,812,000
			一財	0
			市債	0
			国	1,488,000
			県	0
その他	0			

政策目的		
目的: 市内公立小中学校36校に対し、学校教育活動に必要な教材備品及び図書を整備することにより学習環境を整え、伊勢市の目指す子ども像である、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った子どもを育成します。		
数値目標	現状値	
中学校武道必修化による備品整備	平成25年度目標 12/12校	平成24年度数値(直近の数値) 8/12校
政策内容	構成事業	

政策 事業費合計推移（千円）						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費	28,491	31,091	31,617	33,292	48,565	44,300
財源内訳	一般財源	27,671	30,305	30,769	32,313	43,188
	市債	0	0	0	0	0
	国	820	786	798	929	1,414
	県	0	0	0	0	0
	その他	0	0	50	50	0

これまでの経過	今後の展望
<p>昭和22年に制定・交付された学校教育法において、学校設置者(公立学校においては国及び地方公共団体)は、学校を管理し、経費を負担しなければならないことが定められた。</p> <p>特別支援教育設備整備事業については、国庫補助金が平成16年度で廃止されたことに伴い、平成17年度から市単独経費で継続している。</p>	<p>新学習指導要領の全面实施に伴い、新たな教材備品の必要性は増しており、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、文部科学省策定の教材整備指針に基づき、今まで同様、教材整備を進めていきたい。</p>

★自己評価結果（各担当課による）	
①社会的需要	児童の学習意欲が高まり、学習活動の充実化が図られる。学校は、児童の成長の場としてさらに大きな役割を担うことになる。
②公平性	市内全ての公立小学校が対象であるため公平であると考えます。
③業務改善	現場のニーズにあった教材備品の購入、修理、教材消耗品の整備、学校図書購入費等、学校への予算配当を従来どおり迅速に行っていききたい。
④民間委託	学校教育法第5条に定める学校設置者が本事業の事業主体となるべきであり、民間委託にはなじまない。

☆外部評価メモ(結果) (外部評価委員による)	
①社会的需要	事業目的に合致した予算編成になっているかという観点で見直していただきたい。
②公平性	教育効果の観点から公平性について検討していただきたい。
③業務改善	ニーズの把握の迅速化についてはもっと改善できると思われる。中長期計画を立てて効率的に改善を図られたい。
④民間委託	民間委託については、なじまない部分が多く、個々の学校がどう取り扱うかという問題ではなく、担当課からどのように配分するかというところだけである。

事業名 (小事業)		事業費 (円)			
小学校教材整備経費		13,566,000	内訳	一財	12,750,000
				市債	
				国	816,000
				県 その他	

事業目的				
(1)教材を整備することにより学習環境を整え、学習活動の充実化を図る。 (2)障がいに対応した教育を実施するために特別に必要とする設備を充実させ、特別支援教育の振興に資する。 (3)国の補助を受け、科学技術教育の基盤となる小学校における理科教育のための設備を整備する。				
数値目標		現状値		
		平成24年度目標	平成23年度数値	
事業内容				経費内訳 ※平成23年度決算見込み
事業開始年度	-	対象者数	約7,000人	
対象者	市内公立小学校全生徒			消耗品費 1,338,539円 教材用消耗品購入 修繕料 1,058,007円 教材備品修繕 手数料 99,540円 薬品処分手数料 備品購入費 17,472,496円 事故繰越 1,517,565円含む
(1)小学校教材整備事業 年度当初、各学校にヒアリングを実施し、教育現場で学習指導要領を実施するにおいて、必要とする教材備品を購入し、破損した備品の修理を行い、教材消耗品を整備する。理科学習で使用した薬品や不用となった薬品を適正に処分する。 また、教科書改訂による教材備品を整備し、学習活動の充実化を図る。 (2)特別支援教育設備整備事業 当該年度に新設された特別支援学級や通常の学級に在籍し教科の学習は通常の学級で行う軽度の障がいがある児童生徒に対して、障害の状態に応じ特別な指導をする通級指導教室に必要な備品を整備する。 (3)理科教育等設備整備事業 理科教育振興法に定められた品目を整備する。 国庫補助率:1/2以内 【根拠法令等】 理科教育振興法 補助対象品:1組が1万円以上の備品				
事業実績・効果 教育現場で必要とする教材及び著しく老朽化した教材を整備し学習環境を整え、学習活動の充実を図ってきた。児童の確かな学力の育成を図るため、授業をより効果的に進める教材を整備してきた。				

事業費推移 (千円)						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費	10,761	11,279	12,027	10,979	19,969	13,566
財源内訳	一般財源	10,247	10,838	11,547	10,366	12,750
	市債					
	国	514	441	480	613	816
	県					
	その他					

これまでの経過	今後の展望
昭和22年に制定・交付された学校教育法において、学校設置者(公立学校においては国及び地方公共団体)は、学校を管理し、経費を負担しなければならないことが定められた。 特別支援教育設備整備事業については、国庫補助金が平成16年度で廃止されたことに伴い、平成17年度から市単独経費で継続している。	新学習指導要領の全面実施に伴い、新たな教材備品の必要性は増しており、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、文部科学省策定の教材整備指針に基づき、今まで同様、教材整備を進めていきたい。



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	児童の学習意欲が高まり、学習活動の充実化が図られる。学校は、児童の成長の場としてさらに大きな役割を担うことになる。
②公平性	市内全ての公立小学校が対象であるため公平であるとする。
③業務改善	現場のニーズにあった教材備品の購入、修理、教材消耗品の整備、学校への予算配当を従来どおり迅速に行っていききたい。
④民間委託	民間委託は可能であるが、委託可能な事業の事務量は少なく、委託のための資料作成、管理等に費やす時間を考慮すると現状が望ましい。また、委託を受ける団体のメリット(利益)も少ないため、受け手が現れない可能性が高い。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

①社会的需要	各教科で学習指導要領があるが、各学校にて必要な教材の優先順位付をして購入している。
②公平性	購入する教材によって、学校ごとに受けられる教育が偏ってしまうことが考えられる。教育効果の観点から教材についても公平性について改めて検討していただきたい。
③業務改善	業者の選定についての見直し、ニーズの把握、質についても改善点がないかを考えていただきたい。
④民間委託	民間委託はしにくいと思われる。

事業名 (小事業)		事業費 (円)			
中学校教材整備経費		13,862,000	内訳	一財	13,190,000
				市債	
				国	672,000
				県	
			その他		

事業目的			
<p>(1)教材を整備することにより学習環境を整え、学習活動の充実化を図る。 (2)障がいに対応した教育を実施するために特別に必要な設備を充実させ、特別支援教育の振興に資する。 (3)国の補助を受け、科学技術教育の基盤となる中学校における理科教育のための設備を整備する。</p>			
数値目標		現状値	
平成24年度目標		平成23年度	
事業内容			経費内訳 ※平成23年度決算見込み
事業開始年度	-	対象者数	約3,600人
対象者	市内公立中学校全生徒		
<p>(1)中学校教材整備事業 年度当初、各学校にヒアリングを実施し、教育現場で学習指導要領を実施するにおいて、必要とする教材備品を購入し、破損した備品の修理を行い、教材消耗品を整備する。理科学習で使用した薬品や不用となった薬品を適正に処分する。また、教科書改訂による教材備品等を整備し、学習活動の充実化を図る。 (2)特別支援教育設備整備事業 当該年度に新設された特別支援学級や通常の学級に在籍し教科の学習は通常の学級で行う軽度の障がいがある児童生徒に対して、障害の状態に応じ特別な指導をする通級指導教室に必要な備品を整備する。 (3)理科教育等設備整備事業 理科教育振興法に定められた品目を整備する。 国庫補助率:1/2以内 【根拠法令等】 理科教育振興法 補助対象品:1組が2万円以上の備品</p>			消耗品費 1,053,968円 教材用消耗品購入 修繕料 489,833円 教材備品修繕 手数料 99,750円 薬品処分手数料 備品購入費 10,531,895円 事故繰越 2,371,950円含む
事業実績・効果			
教育現場で必要とする教材及び著しく老朽化した教材を教材を整備し学習環境を整え、学習活動の充実を図ってきた。生徒の確かな学力の育成を図るため、授業をより効果的に進める教材を整備してきた。			

事業費推移 (千円)							
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算	
事業費	8,502	8,958	7,391	7,695	12,176	13,862	
財源内訳	一般財源	8,196	8,613	7,073	7,379	11,514	13,190
	市債						
	国	306	345	318	316	662	672
	県						
その他							

これまでの経過	今後の展望
<p>昭和22年に制定・交付された学校教育法において、学校設置者(公立学校においては国及び地方公共団体)は、学校を管理し、経費を負担しなければならないことが定められた。 特別支援教育設備整備事業については、国庫補助金が平成16年度で廃止されたことに伴い、平成17年度から市単独経費で継続している。</p>	<p>新学習指導要領の全面実施に伴い、新たな教材備品の必要性は増しており、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、文部科学省策定の教材整備指針に基づき、今まで同様、教材整備を進めていきたい。</p>



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	生徒の学習意欲が高まり、学習活動の充実化が図られる。学校は、生徒の成長の場としてさらに大きな役割を担うことになる。
②公平性	市内全ての公立中学校が対象であるため公平であると考えます。
③業務改善	現場のニーズにあった教材備品の購入、修理、教材消耗品の整備、学校への予算配当を従来どおり迅速に行っていききたい。
④民間委託	民間委託は可能であるが、委託可能な事業の事務量は少なく、委託のための資料作成、管理等に費やす時間を考慮すると現状が望ましい。また、委託を受ける団体のメリット(利益)も少ないため、受け手が現れない可能性が高い。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

①社会的需要	各教科で学習指導要領があり、各学校にて必要な教材の優先順位付をして購入している。
②公平性	購入する教材によって、学校ごとに受けられる教育が偏ってしまうことが考えられる。教育効果の観点から教材についても公平性について改めて検討していただきたい。
③業務改善	業者の選定についての見直し、ニーズの把握、質についても改善点がないかを考えていただきたい。
④民間委託	民間委託はしにくいと思われる。

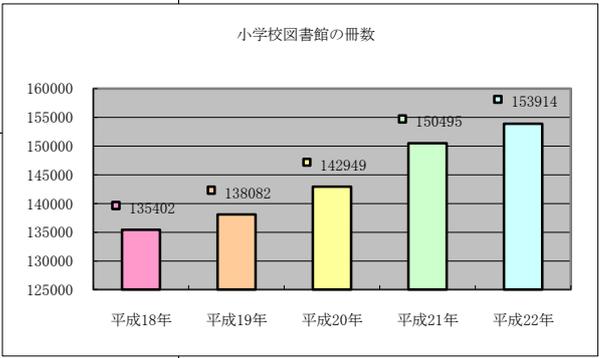
事業名 (小事業)		事業費 (円)		
学校図書館充実経費(小学校)		9,120,000		
		内訳	一財市債	9,120,000
			国	
			県 その他	

事業目的
 児童の多様な興味・関心に応える魅力的な図書を整備し、児童の読書活動の推進を図る。また、各学校の国が定めた蔵書の標準数に対する達成率を向上させ、図書館に活力を与える。

数値目標		現状値
文部科学省の定める、学校図書館図書標準冊数	平成28年度目標 100%	文部科学省の設定する標準冊数を 100%

事業内容				経費内訳 ※平成23年度決算見込み	
事業開始年度	-	対象者数	約7,000人	学校図書	
対象者	市内公立小学校全生徒			消耗品費	237,327円
各学校に学級数等に応じて予算を配当し、学校図書館の環境整備を行う。 また、文部科学省の設定する標準冊数に対する達成率が60%未満の学校に対して達成率を向上させるため予算の特別加算(100千円)の措置を行っている。 学校特別加算は、標準冊数に達するように平成13年度から開始。				修繕料	0円
				役務費	0円
				備品購入費	13,754,461円 (国の補助があった為)
				計	13,991,788円

【実績額】
 H16年度 2,750,485円(備品購入費) H17年度 2,643,967円(備品購入費)
 H18年度 4,944,985円(備品購入費) H19年度 4,987,160円(備品購入費)
 H20年度 5,824,652円(備品購入費) H21年度 6,654,849円(備品購入費)
 H22年度 7,882,154円(備品購入費)



事業実績・効果
 子どもの読書欲に応え、学びの場としての学校図書館への整備を進めてきた。

事業費推移 (千円)						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費	5,222	6,057	6,893	8,111	8,858	9,120
財源内訳	一般財源	5,222	6,057	6,843	8,061	4,895
	市債					
	国					
	県					
	その他			50	50	

これまでの経過	今後の展望
社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から子ども達が自ら必要な情報を収集選択し、活用する能力を育てることが求められてきた。その一方で子ども達の読書離れも指摘されており、学校図書館が果たす役割が一層大きなものとなっている。	学校図書館の図書標準を満たすことを目標に、図書の整備を進めていきたい。 調べ学習に対応できる辞典類をはじめ、幅広いジャンルの図書の整備が必要であるとともに、調べ学習に対応し得ない(情報が古い等)図書の廃棄も進め、子どもの読書環境を整えていく必要がある。



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、全国で子どもの読書活動に関する取り組みがなされている。
②公平性	市内全ての公立小学校が対象であるため公平であると考えます。
③業務改善	現場のニーズにあった図書を購入するため、従来と同様に学校への予算配当を迅速に行っていきたい。
④民間委託	民間委託は可能であるが、委託可能な事業の事務量は少なく、委託のための資料作成、管理等に費やす時間を考慮すると現状が望ましい。また、委託を受ける団体のメリット(利益)も少ないため、受け手が現れない可能性が高い。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

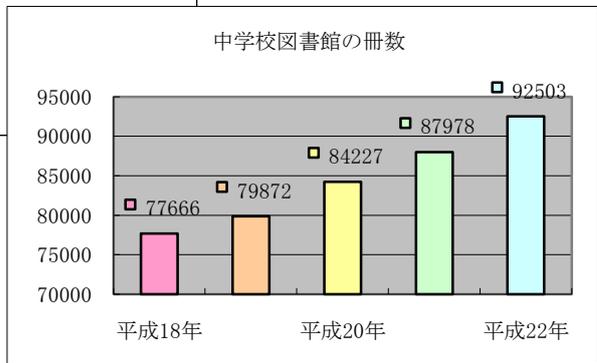
①社会的需要	児童生徒の読書活動の推進を図るという事業目的に照らし合わせて、人件費の必要性を高めることで、市民の方々の納得や将来的な事業展望も拓けると思われる。事業目的に合致した予算編成になっているかという観点で見直していただきたい。
②公平性	図書を学級数に比例させて配分するというのは公平性とはいえない気がするの、見直しについて検討いただきたい。予算設定の仕方、全学校をひとつの図書館と考えるなど、図書配分について再考いただき、もう一度自己評価をお願いしたい。
③業務改善	業者の選定についての見直し、ニーズの把握、質についても改善点がないかを考えていただきたい。
④民間委託	選書は教育の内容に合致するので、民間委託にはなじまないという感覚である。

事業名（小事業）		事業費（円）			
学校図書館充実経費（中学校）		7,752,000		一財	7,752,000
				市	
				市債	
				国	
		県			
		その他			

事業目的
生徒の多様な興味・関心に応える魅力的な図書を整備し、生徒の読書活動の推進を図る。また、各学校の国が定めた蔵書の標準数に対する達成率を向上させ、図書館に活力を与える。

数値目標		現状値
文部科学省の定める、学校図書館図書標準冊数	平成28年度目標 100%	文部科学省の設定する標準冊数を 100%

事業内容			経費内訳 ※平成23年度決算見込み
事業開始年度	-	対象者数	約3,600人
対象者	市内公立中学校全生徒		学校図書
各学校に学級数等に応じて予算を配当し、学校図書館の環境整備を行う。また、文部科学省の設定する標準冊数に対する達成率が60%未満の学校に対して達成率を向上させるため予算の特別加算(100千円)の措置を行っている。学校特別加算は、標準冊数に達するように平成13年度から開始。			消耗品費 129,585円 修繕料 0円 役務費 0円 備品購入費 10,057,224円 (国の補助があった為) 計 10,186,809円



事業実績・効果
子どもの読書欲に応え、学びの場としての学校図書館への整備を進めてきた。

事業費推移（千円）							
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算	
事業費	4,006	4,797	5,306	6,507	7,562	7,752	
財源内訳	一般財源	4,006	4,797	5,306	6,507	7,562	7,752
	市債						
	国						
	県						
	その他						

これまでの経過	今後の展望
<p>社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から子ども達が自ら必要な情報を収集選択し、活用する能力を育てることが求められてきた。その一方で子ども達の読書離れも指摘されており、学校図書館が果たす役割が一層大きなものとなっている。</p>	<p>学校図書館図書整備5か年計画により、平成24年から平成28年までに標準冊数の整備を目標に、地方交付税措置を講じるとされていることから、計画的に整備を進めたい。</p>



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、全国で子どもの読書活動に関する取り組みがなされている。
②公平性	市内全ての公立中学校が対象であるため公平であると考える。
③業務改善	現場のニーズにあった図書を購入するため、従来と同様に学校への予算配当を迅速に行っていききたい。
④民間委託	民間委託は可能であるが、委託可能な事業の事務量は少なく、委託のための資料作成、管理等に費やす時間を考慮すると現状が望ましい。また、委託を受ける団体のメリット(利益)も少ないため、受け手が現れない可能性が高い。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

①社会的需要	児童生徒の読書活動の推進を図るという事業目的に照らし合わせて、人件費の必要性を高めることで、市民の方々の納得や将来的事業展望も拓けるとされる。事業目的に合致した予算編成になっているかという観点で見直していただきたい。
②公平性	図書を学級数に比例させて配分するというのは公平性とはいえない気がするので、見直しについて検討いただきたい。予算設定の仕方、全学校をひとつの図書館と考えるなど、図書配分について再考いただき、もう一度自己評価をお願いしたい。
③業務改善	業者の選定についての見直し、ニーズの把握、質についても改善点がないかを考えていただきたい。
④民間委託	選書は教育の内容に合致するので、民間委託にはなじまないという感覚である。経費をどう使うかというところでは民間委託の対象になるかもしれない。

政策

政策名	事業費合計額（円）				
バス・交通政策（3事業）	111,533,000	内訳	市	一財	109,564,000
				市債	0
			国		0
			県		1,969,000
			その他		0

政策目的		
<p>自家用車の普及等によりバス、鉄道等の公共交通の利用者が減少傾向にあり、路線バスのほとんどが公的支援を受けなければ維持できない状況となってきた。そのため、民間のバス路線や駅が近くにない、いわゆる公共交通の空白地を解消するため、コミュニティバスの運行を行うとともに、不採算路線バスに支援を行うなど、公共交通の維持を図る。また、遠距離通学児童生徒の通学上の安全を確保するため、スクールバスの運行を行う。</p>		
数値目標	平成24年度目標	現状値
公共交通に対する満足度	25%	平成23年度数値(直近の数値) 18.9%
政策内容	構成事業	
<p>○コミュニティバス運行事業 コミュニティバスは、民間のバス路線や駅が近くにない、いわゆる公共交通空白地を解消し、自らの移動手段を持たない交通弱者（高齢者等）が、病院、商業施設等への移動手段を確保する。 ※運行ルート ・コミュニティバスによる運行 ①御菌ルート、②辻久留・藤里ルート、③明野ルート、④鹿海・朝熊ルート ⑤二見ルート、⑥東大淀・日赤ルート ・コミュニティバスデマンドによる運行 ①粟野ルート、②湯田・新村・元町ルート、③小木・田尻ルート</p> <p>○路線バス運行維持事業 公共交通は、交通手段を有しない交通弱者にとって生活活動を行う上で必要不可欠であり、また、中心市街地の活性化や地域間の公平性の観点からも重要であることから、路線バスの運行を維持する。 ・沼木線(教育委員会と交通政策課で距離按分により補填) ・玉城線(伊勢市と玉城町で距離按分により補填)</p> <p>○スクールバス運行事業 遠距離通学児童の通学上の安全を確保するため、スクールバスを運行する。 ・高麗広地区スクールバス(市のマイクロバス) ・横輪・矢持地区スクールバス(沼木線)</p>	<p>○コミュニティバス運行事業 91,190,000円</p> <p>○路線バス運行維持事業 11,942,000円</p> <p>○スクールバス運行事業 8,401,000円</p>	

政策 事業費合計推移（千円）							
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算	
事業費	110,530	100,259	115,369	112,046	100,250	111,533	
財源内訳	一般財源	35,888	41,664	68,167	76,294	98,768	109,564
	市債	0	0	0	0	0	0
	国	31,360	0	18,000	20,000	0	0
	県	43,282	42,752	1,183	986	1,482	1,969
	その他	0	15,843	28,019	14,766	0	0

これまでの経過	今後の展望
<p>公共交通の空白地を解消するため、平成19年度からコミュニティバスを運行したり、赤字路線である玉城線、沼木線の赤字相当額を補填し路線を維持している。 また、遠距離通学児童の通学上の安全を確保するため、高麗広地区及び横輪・矢持地区にスクールバス(沼木線)を運行している。</p>	<p>高齢化により、移動手段を持たない、いわゆる「交通弱者」が今後も増える傾向にあることから、バス運行の必要性は高いが、継続していくには、利用者の増加を図りつつ、運行ルートの見直しなどの効率化についても併せて検証していく必要がある。 スクールバスについては、小中学校の適正化に伴う通学区域の見直しにより、スクールバスの再編が予想される。</p>

★自己評価結果（各担当課による）	
①社会的需要	<ul style="list-style-type: none"> ・民間による公共交通が利用者減を理由に撤退する動きが加速しており、市民の交通手段を確保するための行政負担が増大している。 ・高齢化の進行により、交通弱者の増加が予想され、益々公共交通への依存が高くなる。 ・小中学校の適正化に伴う通学区域の見直しにより、スクールバスの再編が予想される。
②公平性	<p>コミュニティバスの運行により、現況の鉄道・バス路線網を最大限活用することで、市全体における公共交通体系の構築を図っている。</p> <p>スクールバスでの送迎の必要な児童生徒に対し、通学上の安全を確保している。</p>
③業務改善	<p>コミュニティバスは平成19年の運行開始以来、バスによる定時・定路線での運行を行ってきたが、利用率の低い4ルートを3ルートに再編し、タクシーによるデマンド運行を平成23年8月から導入し効率化を図った。</p>
④民間委託	<p>バス(デマンド含む)の運行は民間委託を行っている。※高麗広地区スクールバスを除く。</p>

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）	
①社会的需要	<p>公共交通の空白地を解消し、交通弱者への交通手段の提供が目標である。社会的需要の把握や将来的な予測も含めて、事業のあり方を検討されたい。</p>
②公平性	<p>交通弱者に対してこの事業を設けることで公平さを考えると、地域格差の問題がある。</p>
③業務改善	<p>将来を見据えて、他の部署や民間とも連携し、事業のあり方を検討されたい。バス・交通政策の中で、老人乗合バス運賃助成も含めて考えてもらいたい。</p>
④民間委託	<p>将来を見据えて他の部署や地域との連携を図り考えられたい。</p>

事業名（小事業）	事業費（円）	内訳	90,207,000
コミュニティバス運行事業	91,190,000	市	983,000
		一財	
		市債	
		国	
		県	
		その他	

事業目的			
コミュニティバスは、民間のバス路線や駅が近くにない、いわゆる公共交通の空白地を解消し、自らの移動手段を持たない交通弱者（高齢者等）に対し、病院、商業施設等への移動手段を確保する。			
数値目標		現状値	
利用者数	平成24年度目標 82,000人	平成23年度数値 74,964人	
事業内容		経費内訳 ※平成23年度決算見込み	
事業開始年度	H19	対象者数	-
対象者	伊勢市民		
コミュニティバスの平成22年度利用者は、約7万7千人で平成21年度の利用者より約8千人増加している。しかし、利用者の少ないルートにおいては、平成23年8月からデマンドシステムを導入し、経費の削減に努めている。さらなる経費削減の検討を行うとともに利用促進を図り、より効率的・経済的で持続可能な公共交通サービスの提供を行う。		報償金 18,000円 伊勢地域公共交通会議委員報酬	
○運行ルート		費用弁償 15,300円 伊勢地域公共交通会議委員に対する費用弁償	
・コミュニティバスによる運行		消耗品費 379,575円 停留所標識	
①御園ルート、②辻久留・藤里ルート、③明野ルート、④鹿海・朝熊ルート		印刷製本費 461,160円 時刻表印刷	
⑤二見ルート、⑥東大淀・日赤ルート		業務委託料 78,782,934円 コミュニティバス運行業務委託	
・コミュニティバスデマンドによる運行		73,628,706円 コミュニティバスデマンド運行業務委託	
①粟野ルート、②湯田・新村・元町ルート、③小木・田尻ルート		4,854,978円 施設整備等業務委託	
事業実績・効果		99,540円 庁用器具購入費 ベンチ	
平成23年度は、伊勢赤十字病院の移転に伴い、御園ルート、東大淀・日赤ルートのルート変更、ダイヤ改正等を行うなど、交通弱者（高齢者等）の病院、商業施設等への移動手段を確保した。 また、平成23年8月からおかげバス4ルートを3ルートに編成しデマンド運行を導入したことにより、効率化を図った。			

事業費推移（千円）						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算（見込み）	H24予算
事業費	90,244	80,837	95,056	92,903	79,757	91,190
財源内訳	一般財源	18,884	24,994	49,037	58,137	79,261
	市債					
	国	31,360		18,000	20,000	
	県	40,000	40,000			496
	その他		15,843	28,019	14,766	

これまでの経過	今後の展望
平成17年の合併以前、旧伊勢市では寿バス（高齢者への民間路線バスの無料バス配布）、旧小俣町では福祉バス（図書館カードがあれば無料）が運行されており、市町村間に公共交通サービスの相違が見られた。これらの公共交通サービスの違いを出来るだけ解消し、公平なサービスの提供が出来るように平成19年4月からコミュニティバスを9ルートで運行開始した。平成21年4月、新たに「東大淀・日赤ルート」を追加し、市内10ルートでの運行を開始した。平成23年8月、「粟野ルート」「湯田・新村ルート」「小俣元町ルート」「小木・田尻ルート」をデマンド運行に変更。なお、「湯田・新村ルート」「小俣元町ルート」は統合し、「湯田・新村・元町ルート」とした。	高齢化により、移動手段を持たない、いわゆる「交通弱者」が今後も増える傾向にあることから、コミュニティバス運行の必要性は高いが、継続していくには、利用者の増加を図りつつ、運行ルートの見直しなどの効率化についても併せて検証していく必要がある。



おかげバスによる運行



タクシー車両によるデマンド運行

★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	高齢化の進行により、交通弱者の増加が予想されるため、公共交通は、交通手段を有しない交通弱者にとって生活活動を行う上で必要不可欠である。
②公平性	合併後の伊勢市の住民に対する行政サービスの公平な供給のため、民間のバス路線や駅が近くにない、いわゆる公共交通の空白地を解消するため、病院、商業施設等への移動手段を確保する。
③業務改善	平成23年8月から利用者の少ない粟野ルート、湯田・新村ルート、小俣元町ルート、小木・田尻ルートの4ルートについて予約制によるデマンド運行を導入した。また、湯田・新村ルート、小俣元町ルートは統合し、効率化を図った。
④民間委託	コミュニティバス及びデマンドの運行については、民間委託を行っている。

☆外部評価メモ（結果）（外部評価委員による）

①社会的需要	個別ルートの問題点について、意見をどう吸い上げるかの工夫が必要である。利用回数より利用人数の把握が必要である。社会的需要の把握の仕方について、見直していただきたい。将来的な予測も含めて、事業のあり方を検討されたい。
②公平性	停留所と自宅の距離があると使いにくい。交通弱者に対してこの事業を設けることで公平さを考えると、地域格差の問題がある。おかげバスが走ってないところにも意見をもらうべきである。
③業務改善	他のシステムとの比較、効率化の検討も必要である。デリバリーや介護事業との連携、バス停設置の協賛など、利用促進のために民間との協働を図られたい。
④民間委託	-

事業名（小事業）		事業費（円）			
路線バス運行維持事業		11,942,000	内訳	一財	10,956,000
				市債	
				国	
				県	986,000
			その他		

事業目的			
公共交通は、交通手段を有しない交通弱者にとって生活活動を行う上で必要不可欠であり、また、中心市街地の活性化や地域間の公平性の観点からも重要であることから、路線バスの運行を維持する。			
数値目標		現状値	
乗車人員（年度は補助対象年度：前年10月～当該年9月）	平成24年度目標 32,000人	平成23年度数値 31,838人	
事業内容		経費内訳 ※平成23年度決算見込み	
事業開始年度	H3	対象者数	-
対象者	伊勢市民		
【沼木線（伊勢市駅前～床の木）】		業務委託料 6,586,650円 廃止代替自主運行バス（玉城線）運行業務委託 負担金 5,696,000円 地方バス路線維持費負担（沼木線）	
沼木線は、赤字路線であるが、児童の通学をはじめとする地域住民に利用されているため、運行回数を減らすなど経費を節減し、路線を維持する。また、赤字相当額を運行目的別に教育委員会と交通政策課で距離按分により補填している。			
【玉城線（伊勢市駅前～玉城町役場前）】			
玉城線は、赤字路線であるが、地域住民の交通手段として、県の補助金の適用を受けながら、赤字相当額を玉城町と距離按分により補填し、路線を維持する。			
事業実績・効果			
廃止路線代替バス（玉城線）、不採算路線バス（沼木線）の運行を維持し、地域住民の通院、買い物、通勤、通学等の交通手段の確保を行った。			

事業費推移（千円）							
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算（見込み）	H24予算	
事業費	12,268	11,445	12,106	11,287	12,283	11,942	
財源内訳	一般財源	8,986	8,693	10,923	10,301	11,297	10,956
	市債						
	国						
	県	3,282	2,752	1,183	986	986	986
その他							

これまでの経過	今後の展望
<p>玉城線は、平成16年度から県の第3種生活路線維持費補助金の適用（3年間）を受け運行を維持したが、沿線自治会から存続の要望を受け、玉城町とも検討した結果、廃止は難しいとの判断により、平成19年度からは県の市町村自主運行バス等維持補助金の適用を受けながら、伊勢市と玉城町と距離按分により補填し運行している。</p> <p>沼木線は、昭和63年度から県の第3種生活路線維持費補助金の適用（3年間）を受け運行を維持したが、地域住民をはじめ児童の通学にも利用されているため、減便等の経費節減を行い、平成3年度からは運行目的別に赤字相当額を教育委員会と交通政策課で距離按分により補填し運行している。</p>	<p>玉城線は、1日10往復の運行があり、コミュニティバスに比べ効率的であるため、利用促進を図りつつ運行を維持する。</p> <p>沼木線は、床ノ木と伊勢市駅の1往復と床ノ木と沼木中学校の2往復のみ運行を維持している。そのため、沼木地区では地域住民で組織する「沼木まちづくり協議会」の中にミニバス委員会を設置して地域のバスについて検討を行っている。今後は、スクールバスとしての機能も含め、沼木線の有り方についての整理が課題である。</p>



伊勢市駅前に到着した「玉城線」



沼木中学校前を走る「沼木線」

★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	高齢化の進行により、交通弱者の増加が予想されるため、公共交通は、交通手段を有しない交通弱者にとって生活活動を行う上で必要不可欠である。
②公平性	路線が廃止されると公共交通の空白地となり、自ら移動手段を持たない人に対する行政サービスの公平な供給のため、路線の維持が必要である。
③業務改善	コミュニティバスも含めた公共交通全体としての運行の有り方について総合的な検討の必要がある。
④民間委託	バスの運行は、民間の運行事業者が行っている。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

①社会的需要	社会的需要の把握の仕方について、見直していただきたい。
②公平性	交通弱者に対してこの事業を設けることで公平さを考えると、地域格差の問題がある。
③業務改善	まちづくり組織で自主運営を考えている地域もあり、市がうまく地域間の調整をすればいいルートができるように思われる。
④民間委託	—

事業名 (小事業)	事業費 (円)	内訳	8,401,000
スクールバス運行事業	8,401,000	市	一財
		市債	8,401,000
		国	
		県	
		その他	

事業目的			
遠距離通学児童生徒の通学上の安全を確保する。			
数値目標		現状値	
スクールバスの送迎が必要である児童生徒のバス利用率	平成24年度目標 100%	平成23年度数値 100%	
事業内容		経費内訳 ※平成23年度決算見込み	
事業開始年度	S59	対象者数	13人
対象者	遠距離通学の児童生徒		
高麗広地域、横輪・矢持地域から登校する遠距離通学児童生徒の通学上の安全を確保するため、スクールバスを運行している。 (高麗広地区スクールバス) 市のマイクロバス運転手人件費 平成6年度より運行 平成23年度年度利用者数(小学生2人 中学生1人) ※火・金については、教育研究所所管の教育支援センターNEST沼木教室の送迎に利用。 ※毎日、伊勢市役所から教育支援センター(小俣総合支所)への送迎に利用。 (横輪・矢持地区スクールバス) 昭和60年度より三重交通(株)にスクールバス運行業務を委託 平成23年度利用者数(小学生8人中学生2人) ○委託料負担について (横輪・矢持スクールバス) 沼木線については、17年9月から路線を延長した。延長に伴い、委託料を教育委員会と交通政策課で按分		共済費 264,538円 市マイクロバス運転手(嘱託職員)分 賃金 1,944,000円 市マイクロバス運転手(嘱託職員)分 業務委託料 6,001,000円 スクールバス運行業務委託料	
事業実績・効果			
高麗広地域、横輪・矢持地域から登校する遠距離通学児童生徒に対し、スクールバスを運行し、通学上の安全の確保を行った。			

事業費推移 (千円)						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費	8,018	7,977	8,207	7,856	8,210	8,401
財源内訳	一般財源	8,018	7,977	8,207	8,210	8,401
	市債					
	国					
	県					
	その他					

これまでの経過	今後の展望
高麗広地区スクールバスは、高麗広分校を進修小学校に統合した昭和49年度から一部負担、昭和53年度から市全額負担、昭和59年度から三重交通(株)への委託による通学バス運行、平成6年度から市のマイクロバスを嘱託職員が運転し、スクールバスを運行している。空き時間は教育支援センターNEST通級生の送迎に利用している。 横輪・矢持地区スクールバスは、矢持小学校が上野小学校に統合された昭和53年度から路線バス利用をして、一部負担していたが、昭和60年度から三重交通(株)にスクールバス運行業務を委託し、運行している。 平成3年度からは運行目的別に赤字相当額を教育委員会と交通政策課で距離按分により補填し運行している。	小中学校の適正配置に伴う通学区域の見直しにより、スクールバスの再編が予想される。



高麗広地区スクールバス



横輪・矢持地区スクールバス

★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	学校の統合により徒歩で登校できない距離に居住する児童・生徒の通学上の安全を確保することにより、学校教育の充実に資する。
②公平性	高麗広地域、横輪・矢持地域から登校する児童生徒は少ないが、公共交通機関もなく、徒歩での通学は無理であるため市のマイクロバス、スクールバスを運行し送迎し保護者の負担軽減を図っている。
③業務改善	現在、マイクロバスは高麗広登下校以外に、教育支援センターNEST沼木教室の送迎を行い効率的に使用している。また今後、マイクロバスの更新時期に、バスの維持運営経費の削減を見込んだ車体の購入などを検討する。
④民間委託	沼木線は交通政策課と委託料を按分し、三重交通に業務委託している。

☆外部評価メモ（結果）（外部評価委員による）

①社会的需要	児童数が減る中、行政の役割をどういうふうに果たすかが大切である。
②公平性	将来的に、既存の通学圏が確保されなくなった時、どう行政が保障するかという中で事業のあり方を点検されたい。
③業務改善	スクールバスの登下校以外への活用も検討されたい。
④民間委託	児童や学校が減ることが予想され、将来を見据えて他の部署や地域との連携を図り考えられたい。

政策

政策名	事業費合計額（円）			
健康づくり（8事業）	277,266,000			内訳
	市	一財	257,936,000	
		市債	0	
	国		9,277,000	
	県		7,759,000	
	その他		2,294,000	

政策目的		
<p>目的： 20歳以上の成人に対して、生活習慣病予防に取り組み、働き盛りの壮年期における死亡者の減少や健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸など、生涯を健康で暮らせるまちをめざす。</p>		
数値目標	現状値	
①健康の保持・増進や病気予防のために日頃取り組んでいることがある人の割合	平成25年度目標 ①80% ②71%	平成22年度数値(直近の数値) ①66.4% ②70.7%
②自分のことが「健康」だと思う人の割合		
政策内容	構成事業	
<p>20歳以上の成人に対して、がんや脳血管疾患などの生活習慣病の予防や早期発見・早期治療に重点的に取り組む。</p> <p>① 健康意識の普及啓発 健康文化都市推進事業</p> <p>② 地域活動の推進 食生活改善推進事業</p> <p>③ 自己の健康管理の促進 健康手帳交付事業 成人健康相談事業 健康・医療電話相談事業</p> <p>④ 早期発見・早期治療 成人健康診査事業 がん検診事業 歯周疾患検診事業</p>	<p>○成人健康診査事業 ○歯周疾患検診事業 ○成人健康相談事業 ○健康手帳交付事業 ○健康・医療電話相談事業 ○健康文化都市推進事業 ○食生活改善推進事業 ○がん検診事業</p>	

政策 事業費合計推移（千円）							
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算	
事業費	511,943	195,911	244,698	275,327	264,677	277,266	
財源内訳	一般財源	342,481	189,713	208,320	260,210	247,328	257,936
	市債	0	0	0	0		0
	国	88,192	0	29,965	8,123	10,943	9,277
	県	79,225	4,260	4,248	5,167	4,546	8,081
	その他	2,045	1,938	2,165	1,827	1,860	1,972

これまでの経過	今後の展望
<p>昭和58年の老人保健法において、壮年期からの生活習慣病予防、早期発見を目的に、基本健康診査、がん検診、健康相談、健康手帳の交付が開始された。以後、三重県からの権限移譲による食生活改善推進事業及び健康文化都市推進事業の開始など健康づくり事業の充実を図ってきた。</p> <p>平成20年度からは、基本健康診査から医療保険者による特定健康診査へと制度が変更となっている。</p> <p>平成23年9月に新規事業の健康・医療電話相談事業を開始した。</p>	<p>人口が減少し高齢社会を迎える中、働き盛りの壮年期の死亡や高齢期の要介護状態を予防するために、健康づくりはますます重要となるため充実、拡大していきたい。</p> <p>①生活習慣病の予防強化 ②がん検診の充実 ③地域での健康づくりの推進</p>

★自己評価結果（各担当課による）	
①社会的需要	<p>少子高齢化や生活習慣病が死亡や要介護状態の原因の上位を占める中、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現のため健康づくりの推進が重要である。</p> <p>医療費の削減や国民健康保険や介護保険の安定運営の寄与につながる。</p>
②公平性	<p>検診事業は、市内全域の医療機関で実施している。相談や啓発事業についても、中央保健センターを中心に市内各所で実施している。</p> <p>事業の対象者については、検診事業は健康増進法の対象年齢に基づき実施し、その他の事業については年齢制限はなく、公平性は保たれている。</p>
③業務改善	<p>働き盛りの壮年期における死亡の減少と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸をめざし、時代と地域のニーズを捉えながら業務改善に取り組んでいる。</p> <p>高齢期の介護予防事業との連携や母子保健事業での啓発など、効果的で効率的な事業の実施に努めている。</p>
④民間委託	<p>委託可能な業務については既に委託をしている。</p> <p>意識啓発や相談業務を中心に、保健師や管理栄養士、歯科衛生士が実施している状況である。</p>

☆外部評価メモ（結果）（外部評価委員による）	
①社会的需要	<p>社会的需要の公平性の部分は問題ない。全般的な印象として、大事な事業である。</p>
②公平性	<p>市民への周知の方法が広報に頼っている部分が多く、周知されにくい部分があると思われる。</p>
③業務改善	<p>市立伊勢総合病院や伊勢赤十字病院が行っている健康管理のための研修等との連携も考えられたい。一人の方を一生通じてサポートしていく対策なので、庁内でも課を越えて連携いただきたい。広報活動にも工夫いただきたい。</p>
④民間委託	<p>民間委託は、順調にされていると思われる。民間委託については、その満足度をおさえるとか、評価をどうするか工夫もしていただきたい。</p>

事業名（小事業）		事業費（円）		
成人健康診査事業		10,696,000	一財	5,675,000
			市債	
			国	
			県	5,021,000
		内訳		
		その他		

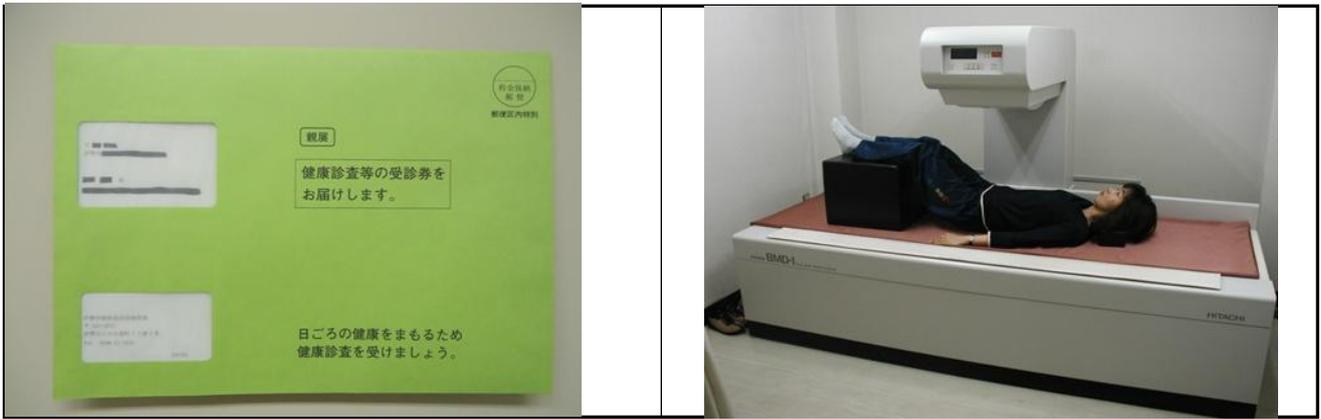
事業目的
 心臓病、脳卒中等の循環器疾患及び肝疾患等の生活習慣病を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療と結びつけることによって、疾病の重症化を防いだり、健康の保持・増進を行うことを目的とする。

数値目標	現状値
①健康診査受診率 ②骨粗しょう症検診受診率 ③肝炎ウイルス検診受診率	平成23年度数値 ①22.5% ②31.3% ③-
	平成24年度目標 ①30% ②40% ③10%

事業内容		経費内訳 ※平成23年度決算見込み	
事業開始年度	S58	対象者数	①874人 ②9,683人 ③8,510人(受診者を含む)
対象者	①40歳以上の医療保険未加入者 ②40・45・50・55・60歳、65～70歳の女性 ③平成24年4月1日時点で40,45,50,55,60歳での未受診者		健診等委託料 4,335,900円 健康診査委託料 1,787,200円 骨粗しょう症検診 2,548,700円
7月～11月に実施医療機関にて下記検診の実施を行う。		手数料 288,935円 健康診査事務手数料	
○内容 ①健康増進法健康診査 ②骨粗しょう症検診 ③肝炎ウイルス検診 ○根拠法令 健康増進法 ○委託先 ①(公社)三重県医師会 ②③(社)伊勢地区医師会 ○実施場所 ①県内実施医療機関 ②③市内実施医療機関 ○その他 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯、65～69歳の後期高齢者被保険者の者については、自己負担は無料。		郵便料 89,260円 健康診査受診券送付	
事業実績・効果(H23) 地域保健報告から抜粋 ①受診者数:190人 積極的支援者数:3人 動機付け支援者数:1人 ②受診者数:616人 要精密検査数:70人 要指導者数:241人 ③H24年度より実施 適切で規則正しい生活をおくるようにアドバイスをすることで、肥満予防や運動習慣の定着を図ることができた。		消耗品費 49,017円 各検診実施文具	

事業費推移（千円）						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費	300,229	3,500	4,477	4,628	4,764	10,696
財源内訳	一般財源	135,298	1,579	2,474	2,516	2,558
	市債					
	国	86,949				
	県	77,982	1,921	2,003	2,112	2,206
	その他					

これまでの経過	今後の展望
昭和58年の老人保健法において、壮年期からの生活習慣病予防、早期発見を目的に、基本健康診査が開始された。また、平成13年度に骨粗しょう症検診、平成15年度に肝炎ウイルス検診を導入した。平成20年度に従来まで市民に実施していた基本健康診査が廃止され、各医療保険者に実施義務がある特定健診となったため、医療保険未加入者へのセーフティネットとして特定健診に相当する健康増進法健康診査を実施することとなった。肝炎ウイルス検診については20～23年度は三重県による無料検診があったため、市では実施しなかった。国の事業実施に伴い、特定年齢の勸奨者については、自己負担なしで受診できるようになったため、平成24年度から肝炎ウイルス検診を再開する。	健診を年1回行うことにより、自身の現在の健康状況を改めて確認することができる。高齢期の骨粗しょう症による転倒、骨折を防ぐとともに糖尿病などの生活習慣病を予防し、健康を維持するために必要なものであるため、継続して実施していきたい。また、現在の受診率は低いため、啓発を行っていき、市民の健康の保持・増進を行っていきたい。



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	近年、健康への関心が増えており、健康づくりに対する多様な部分の中で、一番の基本となる健（検）診を行うため、継続して行う必要がある。また、高齢者の転倒、骨折予防、糖尿病や脳血管疾患など生活習慣病、肝炎総合対策事業による肝炎の早期発見を行うために健康診査は重要である。
②公平性	国の事業に基づき行っており、公平性は保たれている。
③業務改善	受診率向上のため、事業等で積極的な周知を行い、市民の健康増進と疾病予防への知識向上の啓発を行っていききたい。
④民間委託	健康増進法健康診査については（公社）三重県医師会に、骨粗しょう症、肝炎ウイルス検診については、（社）伊勢地区医師会に委託している。

☆外部評価メモ（結果）（外部評価委員による）

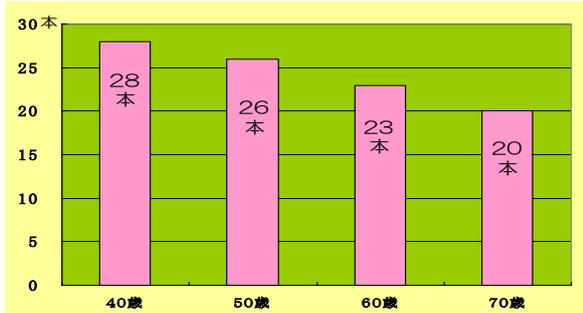
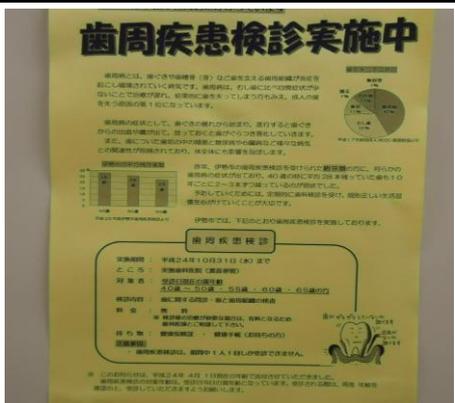
①社会的需要	-
②公平性	-
③業務改善	-
④民間委託	-

事業名（小事業）		事業費（円）	
歯周疾患検診事業		5,962,000	市 一財 4,765,000
			市 市債
			国 県 1,197,000
			内 訳 其他

事業目的			
歯周疾患検診を実施することにより、高齢期まで自分の歯を十分保有でき、食べる楽しみを享受し、体力及び健康の増進を図る。			
数値目標		現状値	
検診の受診率	平成24年度目標 ・歯周疾患検診8% ・高齢者口腔12%	平成23年度数値 ・歯周疾患検診 7.5% ・高齢者口腔 10.3%	
事業内容			経費内訳 ※平成23年度決算見込み
事業開始年度	H8	対象者数	25,771人 (歯周疾患 23,961人 高齢者 1,810人)
対象者	40～50、55、60、65、70歳（15年齢）の市民		賃金 12,250円 臨時職員賃金（歯科衛生士）
○内 容	40～50、55、60、65、70歳（15年齢）の市民を対象に問診及び歯周組織検査を行う 実施時期 6月～10月 ただし、70歳は通年実施 自己負担金 無料 委託料 1件 2,640円 受診者の見込み 2,200人		消耗品費 13,085円 事業消耗品
○根拠法令	健康増進法		印刷製本費 87,675円 記録票（検診記録票）
○委託先	伊勢地区歯科医師会（80歯科医院）		業務委託料 5,179,680円 検診委託料（1件 2,640円）
○実施場所	各歯科医院		
	* 歯周疾患検診：40～50、55、60、65歳 高齢者口腔総合健康診査：70歳		
事業実績・効果			
・平成23年度実績 歯周疾患検診 1,784人（7.5%） 高齢者 178人（10.3%） 検診の結果、受診者の9割以上に歯周病または何らかの治療の必要があると認められ異常の発見ができた。 年代別にみた受診者の平均残存歯数は、40歳で28本・50歳で26本・60歳で23本・70歳で20.6本であった。伊勢市では70歳で20本の歯を残すことを目標にしており（平成18年度策定健康づくり指針）平成14年度の事業開始以来初めて20本を超えた結果となり継続した事業の効果と考えられる。			

事業費推移（千円）						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算（見込み）	H24予算
事業費	5,669	5,861	5,287	5,443	5,293	5,962
財源内訳	一般財源	4,401	4,627	4,171	4,246	4,765
	市債					
	国	634				
	県	634	1,234	1,116	1,197	1,197
	其他					

これまでの経過	今後の展望
平成8年から歯周疾患検診を開始。初年度はは2年齢を対象に検診期間1ヶ月間で始め、年次的に対象、実施期間ともに拡大してきた。平成14年度から70歳を対象とした高齢者口腔総合健康診査を開始。 伊勢市では70歳で20本の歯を残すことを目標にしている。（平成18年度策定健康づくり指針）また、検診時の問診票から定期検診を受ける割合や歯磨きの回数、歯の健康のために心がけていることなどが以前に比べ増えており、歯に対する生活改善が行われつつあると考えられる。	歯と口の健康は全身の健康にも影響を及ぼすことが言われている。また高齢期になっても食べる楽しみを維持し、体力及び健康の保持増進を図る上でも若い年代からの定期的な歯科検診を受けることは大切である。今後も定期的な歯科検診受診の定着状況ともあわせながら、課題となっている受診率向上の方策を検討し実施をしていく。

<p>年代別平均残存歯数 (平成23年度受診者の検診結果より)</p>  <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>平均残存歯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40歳</td> <td>28本</td> </tr> <tr> <td>50歳</td> <td>26本</td> </tr> <tr> <td>60歳</td> <td>23本</td> </tr> <tr> <td>70歳</td> <td>20本</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	平均残存歯数	40歳	28本	50歳	26本	60歳	23本	70歳	20本	<p>周知チラシ</p> 
年齢	平均残存歯数										
40歳	28本										
50歳	26本										
60歳	23本										
70歳	20本										

★自己評価結果 (各担当課による)	
①社会的需要	<p>高齢期まで自分の歯を十分保有でき、食べる楽しみを享受し、体力及び健康の増進を図ることが求められる。歯を失う原因は、歯周病とむし歯で7割を占め、歯周病は成人の約8割がかかっていると言われている。歯肉炎や歯周病などの歯周疾患を早期に発見することが重要であるが、平成22年度に実施した市民健康意識調査では、何らかの形で歯科健康診査を受けている人は、24.1%であり、歯科検診への関心がまだ低いのが現状。</p>
②公平性	<p>検診の実施は、市内80歯科医院で受診ができる。また、検診の周知は、市広報・ケーブルテレビ・各事業等で広く案内をしている。 健康増進法では40、50、60、70歳の節目年齢が対象となっているが、壮年期からの定期的な歯科検診による歯の健康管理意識の定着が大切と考え40歳代のすべても対象としている。</p>
③業務改善	<p>がん検診事業の無料クーポン券配布対象者と本事業対象者が一部同年齢であるため、クーポン券配布時に合わせて歯科検診の受診勧奨を行った。</p>
④民間委託	<p>検診は伊勢地区歯科医師会へ委託している。</p>

☆外部評価メモ(結果) (外部評価委員による)	
①社会的需要	-
②公平性	-
③業務改善	<p>受診率を高める方法として、受診していることで、伊勢市では歯に対する健康の割合がこういうふうに向上了とか、他市と比べてどうかを示していただけると、市民にもわかりやすい。</p>
④民間委託	-

事業名（小事業）		事業費（円）		
成人健康相談事業		1,029,000	市	707,000
			一財	
			市債	
			内訳	
	国			
	県			
	その他	322,000		

事業目的			
心身の健康に関する相談に応じ、個々に応じた助言、支援を行うことにより、自己の健康管理意識を高め、生活習慣病等を予防する。			
数値目標		現状値	
相談来所者数	平成24年度目標 530人	平成23年度数値 523人	
事業内容			経費内訳 ※平成23年度決算見込み
事業開始年度	S58	対象者数	-
対象者	一般市民		
○内容 市民に身近な市内4会場で、毎月定期的に健康相談を開催 保健師による血圧測定、検尿、個別相談 管理栄養士による個別栄養相談 ・実施予定回数 96回 予定来所者数530人			賃金 283,100円 臨時職員賃金(保健師) 消耗品費 474,192円 事業消耗品(検尿試験紙、パンフレット他)
○根拠法令 健康増進法			
○実施場所 中央保健センター、小俣保健センター、ハートプラザみその、二見老人福祉センター			
事業実績・効果 平成23年度実績 実施回数 127回 523人 (成人:66回 409人 栄養:61回 114人) 検診後の相談や一般的な健康管理、心身の健康に関する相談など多様な相談に応じた。血圧の管理など自己健康管理意識を高めることにつながっていると考えられる。			

事業費推移（千円）							
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算	
事業費	1,072	628	580	787	760	1,029	
財源内訳	一般財源	648	223	194	465	438	707
	市債						
	国	212					
	県	212	405	386	322	322	322
	その他						

これまでの経過	今後の展望
保健師による健康相談の内容は血圧測定・尿検査・個別相談であるが、家庭用血圧計の普及に伴い来所者数は減少した。 地域の実情に応じて会場等を調整してきており、22年度から4会場で月1回の定期的な相談を行うこととなり、定着してきている。	生活習慣病対策として、食生活や運動習慣の改善や、個人の生活習慣への助言・支援が必要である。また、平成20年度から後期高齢者健診後の保健指導の場として、健康相談の場の活用が求められている。ひとり一人の生活状況に応じた面接による相談の機会は今後も必要であると見え継続して実施をしていく。



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	市民自らの健康管理意識を高めるため、食生活の改善や運動習慣等、生活習慣への助言・指導が必要である。また、平成20年度から健康診査結果に基づき、医師、保健師、管理栄養士などの面接による保健指導(特定保健指導)の実施が義務づけられた。後期高齢者の保健指導の場として健康相談の活用が求められている。
②公平性	市広報・各事業等で広く案内をし、対象を区切ることなく実施しており、公平性が保たれている。
③業務改善	来所者数など地域の状況に応じて実施会場を調整してきており、平成22年度から固定した4会場で定期的に開催している。 22年度に実施した理学療法士による相談は、利用者状況により23年度から廃止した。
④民間委託	平成23年9月から、委託事業の24時間体制の健康医療電話相談事業が開始され、相談の機会が増えた。しかし、面接による一人ひとりの生活状況に応じた、正しい自己健康管理に関する継続した相談支援を行うためには、公的な専門職が対応する相談も重要である。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

①社会的需要	-
②公平性	-
③業務改善	-
④民間委託	-

事業名（小事業）		事業費（円）			
健康手帳交付事業		339,000	内 市	一財	113,000
				市債	
			内 国		
			県		226,000
			その他		

事業目的					
がん検診等の記録や、その他老後における健康の保持のため必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資する。					
数値目標			現状値		
健康手帳交付人数		平成24年度目標 3,500人		平成23年度数値 3,152人	
事業内容				経費内訳 ※平成23年度決算見込み	
事業開始年度	S58	対象者数	79,898人(交付者含む)		
対象者	原則、40歳以上の者				消耗品費 健康手帳代 325,996円
<p>○内 容 健康手帳の交付</p> <p>○根拠法令 健康増進法</p> <p>○対象者 原則、40歳以上でがん検診等の受診者等で希望する者</p> <p>○実施時期 がん検診等、健康相談、インフルエンザ予防接種時等</p>					
<p>事業実績・効果</p> <p>健診結果等の情報を健康手帳に継続して記録していくことが受診者の健康の自己管理に役立ち、本人が医療等を受けるうえでも参考となる。</p> <p>また、市で行うがん検診等において、医療機関で受診する際の重複防止策としても使用し効果をあげている。配布しない場合は、防止策として、がん検診受診券の交付が必要となるが、紛失した場合等で医療機関の窓口での対応が課題となる。</p>					

事業費推移（千円）						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費	675	670	344	512	326	339
財源内訳	一般財源	519	596	227	286	116
	市債					
	国	78				
	県	78	74	117	226	210
	その他					

これまでの経過	今後の展望
<p>昭和58年の老人保健法において、壮年期からの生活習慣病予防、早期発見を目的に、健康手帳交付が開始された。</p> <p>平成13年度よりインフルエンザ予防接種が65歳以上に導入され、接種記録に健康手帳を使用することとなった。</p> <p>広告収入等を考えたが、既存のものを使用するため、加工が行えず、収入が見込めるものではないとの結果であった。また、市独自のものを作成すると、既存のもの2倍以上の価格となり、経費の増加が考えられる。</p> <p>また、健康手帳の廃止の案もあったが、がん検診の実施の際の確認が行えず、それに変わる受診券等の発行が必要となるが紛失した場合等で、医療機関の窓口での対応が課題となる。また、今まで以上に経費がかかることとなる。</p>	<p>健診結果等の情報を健康手帳に継続して記録していくことが受診者の健康の自己管理に役立ち、疾病の予防及び進行の防止の観点から重要である。</p> <p>このように、健康手帳等を活用し継続して自己の健康管理を行うことが、健康維持を行う上で欠かせないものとなるため、継続して実施していきたい。</p>



★自己評価結果（各担当課による）	
①社会的需要	健康診査の記録や、その他老後における健康の保持のため必要な事項を記載するもので、自らの健康管理と適切な医療を認識することにつながるため、継続して行う必要がある。
②公平性	国の事業に基づき行っており、公平性は保たれている。
③業務改善	当課での交付以外にがん検診や相談等でも発行を行うことによって、市民の受け取りの利便性や、目的に沿った活用を行うことができるようにしている。
④民間委託	がん検診等、インフルエンザ予防接種時に実施医療機関に配布を依頼している。

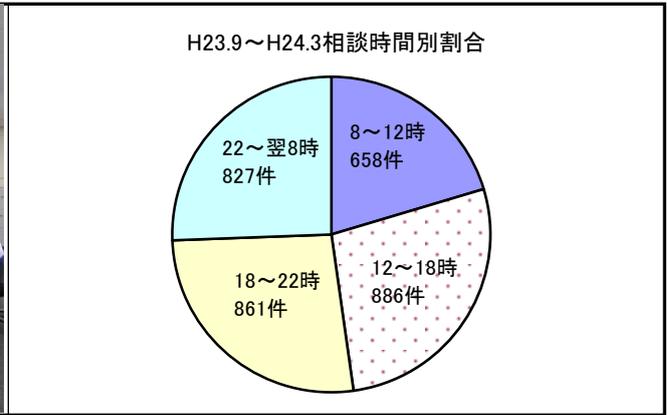
☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）	
①社会的需要	—
②公平性	—
③業務改善	すべての医療機関で「健康手帳を持っていますか」と声かけしてくれるような体制になれば、健康手帳が周知され活用度が上がる。健康手帳の交付について、工夫をお願いしたい。
④民間委託	—

事業名（小事業）		事業費（円）			
健康・医療電話相談事業		9,616,000	市	一財	9,616,000
				市債	
			国		
			県		
			その他		

事業目的			
24時間年中無休体制での無料電話相談を行い、市民の安心と救急医療体制保持への一助とする。			
数値目標		現状値	
相談件数	平成24年度目標 4800件	平成23年度数値(H23.9.1～) 3232件	
事業内容			経費内訳 ※平成23年度決算見込み
事業開始年度	H23	対象者数	-
対象者	伊勢市民全世帯		委託料 5,407,500円 電話相談事業委託料(9月～3月)
<p>医師や看護師などの専門スタッフを揃えた無料電話相談窓口業務を委託し、健康、医療をはじめ介護、育児やメンタルヘルスなど市民の心と体のさまざまな相談に24時間年中無休体制で対応し、市民の不安や心配ごとを軽減解消する。</p> <p>また、応急処置等で対処可能なケースをサポートすることにより、救急医療体制保持への一助とする。</p> <p>※事業開始 平成23年9月1日</p>			印刷製本費 94,500円 (チラシ印刷)
事業実績・効果			
<p>H23.9月～H24.3月相談件数:3,232件</p> <p>気になる身体の症状に関する相談 32%</p> <p>治療に関する相談(現在治療中の方) 22%</p> <p>育児に関する相談 13%</p> <p>夜間・休日の医療機関案内 10%</p> <p>ストレス・メンタルヘルスに関する相談 9% など</p>			

事業費推移（千円）						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費	0	0	0	0	5,502	9,616
財源内訳	一般財源				5,502	9,616
	市債					
	国					
	県					
	その他					

これまでの経過	今後の展望
<p>平成22年の伊勢市民意向調査の中で、市への要望として「福祉・健康」の取り組みを望む割合が4割を占めていた。これまでも各課で市民の相談業務に定時で対応していたが、24時間、専門家による相談対応を可能とすることにより、いつでも相談できるという市民の安心感の向上、不安や心配ごとを軽減、解消するために平成23年9月から事業を開始した。</p> <p>事業開始から平成24年3月までの7か月間で月平均460件余の相談があった。</p>	<p>平成24年3月までの相談件数のうち、半数以上が市の業務時間外の相談対応であり、職員での対応は困難なため専門業者等に業務委託で行う必要があると考える。</p> <p>また、毎月一定の相談件数があり、市民からのニーズがあると思われるため、今後も事業を継続していきたい。</p> <p>なお、委託に際しては、相談スタッフに対し、よりわかりやすく、親切で丁寧な対応を指導し、相談業務の質の向上に努めていきたい。</p>



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	市民の安心及び医療と健康に重点を置いた施策に貢献する。
②公平性	伊勢市民すべてを対象に実施しており、公平性は保たれている。
③業務改善	平成23年9月1日からの新規事業のため、今後も市民への周知に努める。 また、委託に際して、相談スタッフについては、よりわかりやすく親切に対応するよう指導を行い、相談の質の向上に努める。
④民間委託	民間委託である。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

①社会的需要	—
②公平性	—
③業務改善	事業を始めたことによる効果の検証や評価も行われたい。委託先への検証の意味でも調べていく必要がある。同じ委託先に委託している他の自治体との連携や評価をきくのも一つの方法である。
④民間委託	—

事業名 (小事業)		事業費 (円)			
健康文化都市推進事業		2,841,000			
				市	1,489,000
				国	
				県	1,315,000
内訳	その他	37,000			

事業目的			
生活習慣病の予防を重点としたポピュレーションアプローチを行うことにより、生涯を健康で暮らせるような「健康文化都市」をめざし、元気なまちづくりを推進する。			
数値目標		現状値	
運動: ウォーキングを習慣とする人を増やす 食生活: 適正量がわからない人を減らす	平成27年度目標 運動: 30.0%以上 食生活: 男34.0%以下 女27.0%以下	平成22年度数値 運動: 14.7% 食生活: 男40.8% 女40.4%	
事業内容		経費内訳 ※平成23年度決算見込み	
事業開始年度	H16	対象者数	-
対象者	一般市民		
○内容 平成18年度に策定された健康づくり指針に基づき、重点事業を適正体重の維持(肥満対策)とし、次のような取り組みを行う。 ①運動と食生活の取り組みを推進 ウォーキングコース100選の作成 ルート検証(皇學館大学委託) 低カロリー・バランス食レシピの作成・配布 ②委託している皇學館大学により健康増進効果を検証された「ウォーキングコース」を活用したウォーキングへの取り組みを推進する。 ・全市民を対象にしたウォーキング大会、歩き方の講習 ・ウォーキングを地域の活動として実施する自治会支援(ウォーキング大会の開催) ・ヘルスアドバイザーによるウォーキング大会の開催 ・地域健康づくり活動の展開(ウォーキングの推進) ③健康文化週間・健康の日の啓発事業 ④健康づくりアドバイザーの養成、活動支援 実施回数: 60回 参加予定人数: 2,900人 ○根拠法令 健康増進法 地域自殺対策緊急強化交付金要綱		報償金 220,000円 講師料(医師等) 賞賜金 749,463円 中学生禁煙ポスター参加賞等 消耗品費 893,367円 事業消耗品(啓発用品、調理材料他) 印刷製本費 255,150円 レシピ集印刷 委託料 600,000円 ウォーキングコース検証、地域でのウォーキング大会 備品購入 15,830円 器械器具	
事業実績・効果			
実績 実施回数 53回 参加者数 2,205人 健康文化週間や健康の日の啓発事業、健康づくりアドバイザー養成講座、重点事業(低カロリー・バランス食レシピ集の発行、ウォーキングマップの発行等)を実施し、健康づくりを啓発したり実践するための環境整備ができたと考える。			

事業費推移 (千円)							
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算	
事業費	1,429	1,328	1,642	3,338	2,070	2,841	
財源内訳	一般財源	791	702	976	1,996	1,489	
	市債						
	国	319					
	県	319	626	626	1,310	659	1,315
	その他			40	32	25	37

これまでの経過		今後の展望	
平成18年度	健康文化都市宣言(7月11日) 健康づくり指針(健康増進計画)の策定 シンボルマークの決定	平成19年度	健康の日(毎月11日)・ 健康文化週間(7月11日を含む1週間)の制定
平成20年度	健康づくり推進条例を制定	平成22年度	指針の中間評価の実施
		適正体重の維持(肥満対策)に重点をおき、平成22年度 の中間評価の結果をふまえ、市民への認知度が低い「健 康の日」や「ウォーキングコース」「低カロリー・バランス食 レシピ」の効果的な周知を検討し、27年度の計画の最終 年度にむけて更に健康づくりを推進し、生涯を健康で暮ら せる健康文化都市の実現を目指していく。	



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	肥満は糖尿病や脳血管疾患などの生活習慣病の発症と関連があるといわれており、運動と食生活を中心として肥満対策を重点的に進める必要がある。平成22年度に実施した市民健康意識調査では、約6割に日常的に運動習慣がなく、ウォーキングを開始したい人が64.7%あった。また、健康的な食生活が守れない理由では「脂肪を多く含む食品や油料理を好む」が52%で最も多かった。
②公平性	すべての市民に啓発や環境整備が行き届くよう、市広報、ホームページ、ケーブルテレビ、各事業等で広く案内をおこなっている。
③業務改善	健康づくり指針の中間評価において運動や食生活の目標が未達成である。健康の日の取り組みなど、市民に行き届いていない取り組みについては、様々な機会をとらえて広く啓発を行い、市民の健康づくりの実践につなげていきたい。
④民間委託	皇學館大学に「ルート検証」を委託している。

☆外部評価メモ（結果）（外部評価委員による）

①社会的需要	-
②公平性	-
③業務改善	統計的にみると伊勢市の場合、三重県との比較で糖尿病や子宮がんが多いと思われる。特異性のあるものに絞って対策や予防についての啓発をする、ハイリスクアプローチも必要である。
④民間委託	-

事業名（小事業）		事業費（円）		
食生活改善推進事業		837,000	内 市	762,000
			一財	
			市債	
			国	
県				
その他	75,000			

事業目的			
地域の中で適切な生活習慣病予防のための食生活について正しい情報や知識の普及・啓発活動の役割を担う食生活改善推進員を養成するとともに、食生活改善推進員の活動への支援を行い、住民への自主活動へと発展させていくことを目的とする。			
数値目標		現状値	
養成講座修了者の食生活改善推進協議会への入会率	平成24年度目標 80%	平成23年度数値 58.3%	
事業内容		経費内訳 ※平成23年度決算見込み	
事業開始年度	H10	対象者数	-
対象者	一般市民		
○内 容		消耗品費 109,372円 事業消耗品(調理材料他)	
①養成講座の開催		委託料 700,000円	
②伊勢市食生活改善推進協議会への栄養教室事業等の委託 (料理講習会、健康づくり事業に出務) 委託料:70万円		伊勢市食生活改善推進協議会への委託	
事業見込み			
養成講座 6回 150人 講座参加料 3,000円			
料理講習会等 162回 3,000人			
○根拠法令 健康増進法			
○実施場所 中央保健センター他			
* 食生活改善推進協議会会員数 147人(平成23年4月)			
事業実績・効果			
実績 養成講座 6回74人 (参加者13人 修了者12人内入会7人 入会率58.3%)			
料理講習会等 162回 2,859人			
推進員の自主的な活動の支援を行うことにより、一般市民への正しい食生活に関する普及啓発ができた。			

事業費推移（千円）						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費	795	800	838	796	811	837
財源内訳	一般財源	757	755	769	745	772
	市債					
	国					
	県					
	その他	38	45	69	51	39

これまでの経過	今後の展望
地域保健法の施行に伴い、養成講座は県事業から市町が実施する事業となった。平成10年度から市で養成事業を開始し年1回開催をしている。	生活習慣病予防には適正な食習慣が欠かせないものである。地域の中で適切な食生活に関する知識の普及啓発を行う役割を担う食生活改善推進員は重要である。事業内容や年齢構成等全体的な状況をみながら、養成事業を継続していく。また、今後もボランティア団体である食生活改善推進協議会と協働して推進をしていく必要があり、活動支援については協議会と話し合いながら進めていく。



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	生活習慣病予防には適正な食習慣が欠かせないものである。今後もボランティア団体である食生活改善推進協議会と協働して取り組みの推進をしていく必要がある。食育をはじめ正しい食生活に関する活動の必要性和その活動の広がりにあわせ、定期的に食生活改善推進員の養成を継続する必要がある。
②公平性	年齢や性別を限らず、広く案内を実施している。
③業務改善	各年の養成講座の参加申込者数にバラつきがあるが、全体的な会員数から検討すると、毎年の養成の継続が必要と考えられる。協議会とも話し合いながら養成講座を継続していく。
④民間委託	料理講習会等、食生活改善推進協議会への委託にて実施している

☆外部評価メモ（結果）（外部評価委員による）

①社会的需要	-
②公平性	-
③業務改善	-
④民間委託	-

事業名 (小事業)	事業費 (円)	内訳	一財 市債	234,809,000
がん検診事業	245,946,000	国		9,277,000
		県		
		その他		1,860,000

事業目的
日本人の死亡原因1位であるがん(悪性新生物)と依然として根絶できず高齢者に多い結核とを早期発見し、早期治療につなげることを目的とする。

数値目標		現状値
がん検診受診率	平成24年度目標 32%	平成23年度数値 27.5%

事業内容			経費内訳 ※平成23年度決算見込み
事業開始年度	S58	対象者数	健(検)診委託料 238,981,430円 個別がん委託料 225,036,630円 集団検診委託料 8,537,400円 肺がん二次委託料 5,407,400円
対象者	<個別> 胃がん・大腸がん:40歳以上、肺がん:40歳~74歳、子宮がん:20歳以上の女性、乳がん:40歳~69歳の女性、前立腺がん:50歳~69歳の男性 <集団> 子宮がん・乳がん:30歳以上の女性、結核・肺がん検診:70歳以上		その他業務委託料 1,539,667円
○内容 市内の医療機関(個別検診)及び検診バス(集団検診)による実施。 ○根拠法令 感染症法、厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」、健康増進法 ○委託先 【個別】(社)伊勢地区医師会 【集団】(公財)三重県健康管理事業センター ○実施時期 【個別】7月~11月 【集団】7月~3月(結核・肺がん検診は11月) ○実施場所 【個別】市内実施医療機関 【集団】検診バス ○料金 70歳以上、市民税非課税世帯、生活保護世帯、65~69歳の後期高齢者被保険者の者については、自己負担は無料。個別において、市国保加入者については国保助成あり。 ○がん検診推進事業(国事業) 特定の年齢の方に乳がん、子宮がん、大腸がん検診を無料で受診できるクーポン券を送付する。 対象年齢:平成24年4月1日時点で、子宮がん(女性)20、25、30、35、40歳、乳がん(女性)40、45、50、55、60歳、大腸がん(男女)40、45、50、55、60歳			消耗品費 25,938円 各検診実施工具 印刷製本費 696,675円 各検診実施書類印刷 郵便料 1,362,310円 がん検診無料クーポン券送付 臨時職員賃金 141,750円 償還金 2,403,000円 平成22年度 補助金実績報告に伴う差額分返還分

事業実績・効果(H23)

	胃	大腸	肺	前立腺	子宮	乳	検診を実施することにより早期に発見でき、死亡率の低下と医療費
受診者数	11,092	16,287	12,339	2,682	6,150	5,536	
要精密検査数	1,543	1,003	457	104	66	515	
内がん発見者数	35	36	7	4	9	15	

事業費推移 (千円)

年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費	202,074	183,124	231,530	259,823	245,151	245,946
財源内訳	一般財源	200,067	181,231	199,509	249,956	234,809
	市債					
	国			29,965	8,123	10,943
	県					
その他	2,007	1,893	2,056	1,744	1,796	1,860

これまでの経過	今後の展望
昭和58年度 老人保健法により胃、子宮がん検診開始。 平成4年度 大腸がん検診導入。 平成11年度 胃がん検診に胃カメラ追加。 平成12年度 肺、乳がん検診(マンモグラフィ+視触診)導入。(個別) 平成13年度 前立腺がん検診追加 平成15年度 乳がん検診をマンモグラフィ+自己検診法に変更。(集団) 平成21年度 子宮がん検診の対象年齢を30歳以上から20歳以上に拡大、肺がん検診を40歳~69歳から40歳~74歳に拡大。前立腺がん検診も60歳~69歳から55歳~69歳に拡大。集団については、乳がんと子宮がんを全年齢から30歳以上に変更。結核・肺がん検診は65歳以上から70歳以上に変更。乳がん・子宮がん無料クーポン券配布開始。 平成22年度 前立腺がん検診の対象年齢を50歳~69歳に変更。 平成23年度 無料クーポン券に大腸がんを追加。	日本人の死亡原因1位であるがんにおいて、検診受診数を現在以上に増やし、早期発見、早期治療できるように今後も実施していきたい。また、実施していない検診についても検診の方法等、有効性を見ながら導入を検討していく。 市民へ検診に対する啓発を行い、受ける必要があるものと認識してもらう。 受診率を国が目標としている50%を目指し、がんによる死亡率をさげる。



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	近年、健康への関心が増えており、がん検診についても同様である。生涯を健康で暮らせるよう、死亡原因1位のがんを早期発見、早期治療につなげるためにも検診が重要であり、継続して行う必要がある。
②公平性	国の事業に基づき行っており、公平性は保たれている。
③業務改善	受診率向上のため、事業等で積極的な周知を行い、知識向上の啓発を行っていきたい。
④民間委託	個別検診は(社)伊勢地区医師会、集団検診は(公財)三重県健康管理事業センターに委託している。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

①社会的需要	受診率は有効な指標になると思われる。
②公平性	-
③業務改善	詳細な受診率のデータがあるといい。
④民間委託	-

事業名（小事業）		事業費（円）		
地産地消推進事業		2,019,000	内 市	一財 1,899,000
			市債	
			国	
			県	
			その他	120,000

事業目的
 近年、消費者の食の安全・安心に関する意識が高まり、地域でとれた新鮮な農林水産物の需要が高まるなか、伊勢市産にこだわった農林水産物のPRや、一般家庭及び飲食店等での市内産食材の使用を推進するため、地産地消の店認定制度の普及に努め、より一層の地産地消運動の進展を図り、地域農林水産業の活性化に資する。
 また、食の大切さや地元の食材についての理解を深めてもらうため、学校給食へ市内産米を導入し、地産地消及び食育の推進を図る。

数値目標		現状値
地産地消の店認定店数	平成24年度目標 70	平成23年度数値 44

事業内容			経費内訳 ※平成23年度決算見込み
事業開始年度	H16	対象者数	①44店(H23現在)・一人 ②15,000人(概数)
対象者	①地産地消の店認定店・消費者(啓発対象) ②市内小中学校児童等		①消耗品費 9,804円 地産地消推進事業関係 9,804円
①「地産地消の店」認定制度の展開 市内産農林水産物を食材として取り扱う飲食店等を、伊勢市地産地消の店として認定し、当該店の地産地消に係る取組を消費者に周知することにより、市内産農林水産物の消費及び需要の拡大を図る。			①印刷製本費 48,300円 地産地消の店リーフレット 48,300円
②学校給食等への市内産米の供給確保 地産地消の観点から、学校給食等に使用されているおコメ「みえのえみ」について、市内での生産を確保し、給食への全量供給(想定必要数量:約149t(約2,484俵))に資するため、「みえのえみ」の生産を奨励し、100%地元産米の米飯給食を実施する。			②業務委託料 1,224,025円 学校給食用米確保業務委託 1,224,025円
事業実績・効果 ①平成23年度認定:6店舗(継続含め計44店舗) 広報やリーフレットにより、認定店の活動を消費者に周知することで、地産地消の機運の醸成を図った。			
②平成23年度確保数量:133.5t 学校給食用米が100%市内産で賄われ、給食における市内産使用割合に貢献するとともに、作期分散の誘導等大規模農家の経営安定に資した。			

事業費推移（千円）						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費	928	488	1,413	1,207	1,283	2,019
財源内訳	一般財源	928	488	1,413	1,207	1,899
	市債					
	国					
	県					
	その他					

これまでの経過	今後の展望
①農業の活性化や自給率の向上を図るため、平成16年10月に「伊勢市の食と農を考える会」から受けた提言書「地産地消の推進について」で求められた推進すべき市の取り組みのひとつとして、関係機関の協力のもとで平成19年度に「伊勢市地産地消の店認定制度」を創設した。 以後、消費者や料理店等での地元食材使用の推進を図り、地産地消運動の進展を図ってきた。 ②平成20年度まで学校給食に用いられる「みえのえみ」は市内では生産量が少なく、給食の全量を賄えなかったため、100%地元産米の米飯給食実施を目標に事業に取り組んだ結果、全量市内産米で賄えるようになった。	①地産地消の理解促進のため、認定店を70店舗まで拡大することを当面の目標とする。 ②作期分散や多収品種である等、農家にとってもメリットがあり、作付が定着化されてきていることから、今年度をもって終了する。 なお、平成21年3月策定の「伊勢市食育推進計画」において、地産地消は地域生産物への理解や環境保全、健康的な食生活への意識向上に繋げることを目指した「食育」との一体的な推進が重要であるとされていることから、農業体験学習事業等と連携を図った取り組みを推進する。

<p>①地産地消の店PRステッカー</p> 	<p>②みえのえみ作付現場における農業体験学習事業の実施</p> 
---	---

★自己評価結果（各担当課による）	
①社会的需要	<p>農業経営面積規模の横ばい・農業従事者の高齢化、また、食料自給率の低迷など農業を取りまく厳しい状況の中、安全安心・鮮度といった消費者の「食」に対する期待度の高まりを受け、地産地消を推進することでの地域農業の振興が必要となっている。 また、食育と一体的な推進が求められていることから、継続して事業を進める必要がある。</p>
②公平性	<p>①については認定委員会による認定に基づいたお店の地産地消の取り組みについてのPRに徹しており、公平性が確保されている。 ②については生産者の協力があってこそその取り組みであり、委託先も限定されるが公平性は確保されている。</p>
③業務改善	<p>多くの飲食店関係の認定店には、地物を扱うことが当たり前という高い意識で取り組んでもらっているが、市内産となると限られてしまう関係で新しく認定店となろうとする店も二の足を踏むのではという声もいただく。また、認定店となってもそのメリットがあまり感じられないという意見もいただくことから、新たにイベント性のある企画を取り入れることにより、認定店のより一層の周知に取り組むこととする。</p>
④民間委託	<p>①については地産地消を進めることは市の農林水産業の振興に繋がるため、市が主体的に取り組むことが望ましい。 ②については「委託」により実施。</p>

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）	
①社会的需要	<p>生産者、消費者、認定店、それぞれでどういうニーズがあるかというのを把握した上で事業を展開していただきたい。給食については、食育の推進事業と連携して現場の声を吸い上げられたい。</p>
②公平性	<p>生産者、消費者、認定店、この3者の公平性について考えていただきたい。</p>
③業務改善	<p>売上が増えるとか認定店になるメリットが必要である。生産者、認定店、消費者、それぞれへのPRをどうするかということで事業を見直していただきたい。相互交流できるようなシステムも工夫いただきたい。</p>
④民間委託	<p>—</p>

事業名 (小事業)		事業費 (円)			
首都圏情報発信事業		4,500,000	内 市	一財	4,500,000
			市	市債	
			国	県	
			県	その他	

事業目的					
企業誘致、観光誘客等を推進するため、首都圏における情報発信・収集機能の充実を図る。					
数値目標			現状値		
活動日数		平成24年度目標 220日		平成23年度数値 217日	
事業内容				経費内訳 ※平成23年度決算見込み	
事業開始年度	H21	対象者数	-		
対象者	市民全般				
1 概要 首都圏在住で幅広い人脈を持つ伊勢市にゆかりの深い方のご協力をいただき、首都圏で伊勢市にゆかりの深い企業、団体、個人等による「ふるさと人材ネットワーク」を形成し、そのネットワークを活用した企業誘致・観光振興・医師確保等のための情報発信・収集に行政経営課及び担当各課が取り組む。				旅費 907,730円 ふるさと交流会等会合への出席にかかる旅費 106,290円 特命員の活動に対する費用弁償 785,870円	
2 手段 首都圏在住者で幅広い人脈を持つ伊勢市にゆかりの深い人物を、「特命員」(市長付顧問)に指名し、その特命員(市長付顧問)をキーマンとし、首都圏において「ふるさと人材ネットワーク」を形成し、伊勢市役所各課と特命員(市長付顧問)とが連携しながら、企業誘致・観光客誘致・医師確保等のために、情報発信、収集を行う。				需用費 49,260円 事務用品等消耗費購入 3,270円 特命員訪問先への手土産代 45,990円	
事業実績・効果 ※平成23年度実績 ○活動日数:217日(面談数:621回) ○職員に同行した企業訪問:25社(30回) ○特命員の紹介による『ふるさと納税』:申込9件 ○「伊勢神宮奉納花火大会シンポジウム」(主催:観光企画課)、「伊勢市企業立地セミナー」(主催:産業支援課)の開催に向けた、参加者との連絡調整等を行なった。 ○市立伊勢総合病院の医師確保において、紹介者との連絡調整等を行ない、嘱託透析医1名(平成24年4月1日から1年間)の配置に繋がった。				役務費 191,354円 特命員携帯電話・FAX使用料 169,854円 文書送付用切手等郵便料 21,500円	
				負担金 35,000円 ふるさと交流会参加負担金	

事業費推移 (千円)						
年度	H19決算	H20決算	H21決算	H22決算	H23決算(見込み)	H24予算
事業費			3,275	3,217	2,983	4,500
財源内訳	一般財源		3,275	3,217	2,983	4,500
	市債					
	国					
	県					
	その他					

これまでの経過		今後の展望	
<p>平成19年10月 津市東京事務所の一部を共同使用 平成21年 6月 特命員を配置 平成22年 3月 津市東京事務所の共同使用を終了</p> <p>首都圏を中心として、約180名の人的ネットワークが形成されている。(平成23年度末時点)</p>		<p>産業振興及び地域医療の充実を図るために、今後も首都圏を中心とした伊勢市地域外における情報発信及び情報収集は重要となると考える。そのため、これまでに特命員を中心とし、構築した人的ネットワークを、今後も継続・深化させることが必要となることから、現在の特命員の業務を引き継ぐことが課題となっている。民間人を登用する現在のスタイル、あるいは職員の配置など、その手法について検討する必要がある。</p>	



★自己評価結果（各担当課による）

①社会的需要	産業振興を推進するために、首都圏における人的ネットワーク及びそれらを通じて行う情報発信・情報収集の強化が必要不可欠である。
②公平性	本事業は、観光誘客、企業誘致など産業振興を主目的とした事業であり、得られる成果についての受益者は、広く市民に及ぶものであると考ええる。
③業務改善	特命員と担当部署職員との情報交換が迅速にスムーズに行えるよう、行政経営課を経由せず、直接やりとりを行っている。また、他部署の内容についても関連部署の職員間で情報共有を行うよう、努めている。
④民間委託	市役所が必要な情報を得ることが目的であるため、市役所が行う必要があり、さらに市役所の方針・考え方を特命員に迅速に伝える必要があることから、アウトソーシングには馴染まないと考ええる。

☆外部評価メモ(結果)（外部評価委員による）

①社会的需要	間接的な事業であって、庁内での情報収集の発信を集約した部署が欲しいというニーズに基づいて事業を展開していると解釈する。観光誘客、企業誘致、地域医療の活性化に必要であるということを含めて、全面的に出す必要があると判断される。
②公平性	伊勢市として東京首都圏に特命員が一人という体制で足りているのか検証されたい。
③業務改善	直接でなくても、行政経営課にも最終的には関係部署から報告を上げてもらって、この事業でどの程度、成果があったのか把握されたい。特命員の派遣でどの程度活用できているかチェックされたい。特命員が交代した場合のネットワークの維持も工夫されたい。
④民間委託	-